

資料：女性・子どもの危急対応と社会資源（2）

新宿1946～1954の検討を中心に

田中弘子

（家庭科研究室）

序

女性や子どものジェンダーと人権に関わる、健康や安心、安全が脅かされる原因について、近年になって急速に人々の中で意識化され、徐々に立法化を実現してきた。しかしそれらの問題に晒される立場にたった当事者たちにとって、具体的に何が必要かという点については、これまでに積み重ねられてきた社会資源の運用の仕方を含めて、緒についたばかりと言わねばならない。一昨年スタートしたいわゆる「ドメスティック・バイオレンス法」の見直しは、現在すすめられている。^{註1)} 緊急の事態に対応するメカニズムや人的資源の再検討のほかに、殆どの自治体においてその「受け皿」になっていると言われる、いわゆる「婦人保護事業」による機関との関連も重大な課題の1つである。日本基督教婦人矯風会は、1886年（表Ⅰ，M.19）に創設され、当初より「一夫一婦」制と「娼妾全廃」を掲げ、女性のための「慈愛館」（表Ⅰ，M.27）（民間シェルターG.の前身）をひらいた稀有な存在である。またその機関紙（表Ⅱ，Ⅲ「婦人新報」）は、女性の手になる編集としては日本における初めてのもので、当初さまざまな法的規制をうけ紆余曲折しながら、現在も発行が続けられている。

本稿は、1950年代より「婦人保護事業」に関連して自治体から女性の自立支援を委託されている、民間のシェルターG.の活動に沿って調査研究を行なった。G.をめぐる問題の歴史的な経緯の把握とともに、多種多様な事由と立場にある利用者たちが負っている「困難な問題」をそれぞれの角度からとらえ、当事者自身もつさまざまな種類の個人資源と、また再学習やキャリアを獲得する機会を含め、いかなる社会資源によって社会復帰・自立が可能であるかを検討する。

第1稿では、1946年から1954年までの利用者について、その背景と生活状況、個々人が背負っている問題などを数値的に検討した。①養育・教育主体である家族・親族等をなくしたり、或はその犠牲になった女性・子どもが圧倒的に多く（「生活難」「家出」等を併せると約53%）、②全体の50%前後が10代であり、約54%が15歳未満で学校教育を奪われている事、③利用者の相談経路、利用事由、健康状態等については個々の事情がまったく異なり、複雑で重複する困難な問題を背

註1) 2001年9月6日、参院プロジェクトチームによる議員立法「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」が法案提出から5日間の審議で可決、成立し、10月から施行された。3年後の2004年に運用状況を踏まえて見直し検討する。

表Ⅰ 性に関わるとり組みと法規^{註3)}

時 期	新 宿	一 般
1869 (M.2)		人ヲ売買スルコトヲ禁スヘキ議
1872 (M.5)	旧旅館屋渡世17人貸座敷免許願・許可(東京府知事)遊郭内に「学校」を建てる建言書(府知事宛)旧引手茶屋から貸座敷への改業願(府知事宛)・翌年許可/人身売買厳禁に関する東京府例	梅毒検査規則, マリヤ・ルーズ号事件 太政官達第295号(娼妓解放令)
1873 (M.6)	東京府令達第145号(貸座敷渡世・娼妓・芸妓規則)	
1874 (M.7)	旧引手茶屋, 貸座敷開業(37軒)	
1875 (M.8)	東京府私娼取締規則	
1879 (M.12)		貸座敷ノ業ヲ更ムルノ建議(群馬県)
1880 (M.13)		寄日本政府諸公書(売淫公許廃止の意見書 ^{註4)})
1888 (M.21)	「女子慈愛館」設立趣意書	娼妓公許廃止の高知県会建議
1889 (M.22)	私立「娼妓病院」設立(内藤新宿)	
1890 (M.23)	刑法及民法改正並びに在外国売淫婦取締(ママ)法制定に関する請願(日本基督教婦人矯風会)	日本娼妓同盟結成(定憲)
1891 (M.24)		外国ニ於ケル日本婦女保護法案
1896 (M.29)		貸座敷引手茶屋娼妓取締規則(警視庁令第40号)
1899 (M.32)	北川波津, 私立「東京孤児院」を設立 娼妓廃業訴訟事件に関する陳情書(婦人矯風会総代)	
1900 (M.33)	野口・斉藤「双葉幼稚園」開園/救世軍が新宿遊郭で娼婦自由廃業の宣伝/洲崎暴行事件	娼妓廃業届書二調印請求ノ件判決 娼妓廃業届連署事件判決 娼妓取締規則(内務省令第44号)
1902 (M.35)	前借金に関する内相への建白書(婦人矯風会・廃娼会) 自由廃業娼妓の総数(吉原763, 洲崎445, 新宿105, 略)	賃金請求ノ件判決
1906 (M.39)	娼妓, 芸妓, 酌婦, 妾等を助ける広告(救世軍)	
1908 (M.41)		各県人口に対する娼妓数 ^{註5)}
1909 (M.42)	「子守学校」帝国婦女学会に設立	曾根崎遊郭全焼, 再建反対決議, 大阪府告示第315号
1911 (M.44)	廓清会趣意書及び規則・発起人/大森安仁子 「有隣園」創設	
1913 (T.2)	艶衣事件(改正娼妓取締規則, 正式裁判)	
1917 (T.6)	「女性出獄人保護施設」開設	
1918 (T.7)	警視庁令(新宿遊郭, 新宿2丁目へ強制移転)	
1921 (T.10)	有隣園「徒弟夜学校」診療所(青年部)設置	
1922 (T.11)	淀橋町立「職業紹介所」開設/警視庁「新宿娼妓病院」新宿2丁目に新築移転/二葉保育園に「母の家・分園」「夜間診療部」「販売部」設置	婦女ノ人権保護ニ関スル法律案 公娼制度廃止に関する建議案
1923 (T.12)	焼失遊郭復興反対請願書/矯風会「婦人ホーム」に手伝い・見習いのための「夜学部」設置/有隣園「職業紹介所」「託児所」「迷子収容所(ママ)」設置	
1924 (T.13)	藤間アサヨ, 無料産院「みどり子の家」開設 公娼制度廃止請願書	
1925 (T.14)		公娼制度制限に関する法律案 婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約 醜業(ママ)ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約
1926 (S.1)	少年保護婦人協会「娘の家」設立 廓清会矯風会娼妓連盟の連合運動趣意書	婦人児童売買禁止に関する建議案 娼妓名簿登録申請書・承諾書・契約書・連帯借入金之証 全国娼妓同志大会(宣言・決議) 全国貸座敷連合大会(宣言・決議・陳情書)
1927 (S.2)	二業指定地新設反対陳情書	婦女売買禁止条約年齢保留撤廃祝賀会決議(婦女売買禁止問題同志会)
1928 (S.3)	二業地許可反対決議 二業地新設反対陳情書(警視総監宛) 廓清会婦人矯風会の請願に対する公娼存置陳情書(東京府貸座敷連合会)(洲崎, 新吉原, 新宿, 品川, 千住・板橋)・貸座敷業者公職否認に関する陳情書 廃娼連盟	

1929 (S . 4)		公娼制度廃止二関スル法律案並びに建議案 群馬県花柳病及風紀関係業態調(娼娼連盟) 島原天草町村役場は斯く答へる(平野理枝) 遊郭業の市会議員に辞任勧告(大阪) 貸座敷免許地並びに娼妓貸座敷芸妓酌婦数調(内務省) 海外各地在留本邦人芸妓娼妓酌婦其他人口調(外務省通産局)
1931 (S . 6)		公娼制度廃止二関スル法律案
1932 (S . 7)		全国仏教連合会の娼娼決議 ジョンソン報告書要綱 調査団の眼に映じた日本事情 売笑禍(ママ) 防止協会(官民合同)
1933 (S . 8)	娼妓の外出制限撤廃 / 特殊飲食店営業取締規則	内務当局娼娼断行の意向(全国警察部長会議)
1934 (S . 9)		売笑禍(ママ) 防止協会が娼娼決議 東北凶作地救済運動
1935 (S . 10)	「働く婦人の家」創設	全国娼娼同盟解散, 国民純潔同盟へ(規約) 全国楼主(貸座敷連合会) 大会(宣言, 決議文) (全国500余組合, 2500名) 娼妓取締法案(第67議案提出) 玉之井亀戸接客婦本籍並前借金調(警視庁) 各種接客業関係統計並貸座敷二関スル統計(内務省)
1936 (S . 11)		公娼制度廃止請願書(内務大臣宛)
1939 (S . 14)	山田わか「母子寮」「保育園」開設 / 「授産婦人会」創設	
1945 (S . 20)		外国軍駐屯地における慰安施設に関する内務省警保局長通牒 / 特殊慰安施設協会声明書並びに趣意書 / 特別女子従業員募集広告 / 公衆衛生に関する連合国軍最高司令官指令 / 進駐軍憲兵慰安所巡察他(警視庁保安部保安課風紀係) / 慰安婦等ノ求人注意方二関スル警視庁経済警察部長通牒 / 進駐部隊専用新設慰安施設一覽表(警視庁保安部保安課風紀係)
1946 (S . 21)	風紀対策に関する意見書(日本基督教婦人矯風会) 「東京婦人ホーム」開始 / 性病撲滅(ママ) 運動	公娼制度廃止に関する内務省保安部長依命通達 日本における公娼廃止に関する連合国軍最高司令官覚書 / 進駐軍ノ待合, 接待所, 慰安所地域立入禁止二関スル内務省保安部長通牒 / 進駐軍ノ淫売窟(ママ) 立入禁止二関スル件(渉外官 E. D. Middleton, 警視総監宛) / 私娼の取締並びに発生防止及び保護対策に関する次官会議決定 / 婦人保護要綱(厚生省社会局) 生活困窮者緊急生活援護要綱
1947 (S . 22)		婦女に売淫(ママ) をさせた者等の処罰に関する勅令(勅令第9号) / 転落女性(ママ) の更正福祉に関する婦人福祉中央連絡委員会報告書 「吾等の進むべき道」(文部省純潔教育委員会)
1948 (S . 23)		売春等処罰法案(第2 国会政府提出)
1949 (S . 24)	東京都売春等取締条例	
1951 (S . 26)	純潔(ママ) 問題に関し勅令第9号法制化に関する請願(日本基督教婦人矯風会) / シェルター「G」新築移転	
1952 (S . 27)	勅令第9号の励行と改正法案提出の促進陳情(公娼復活反対協議会ほか) / 売春禁止法制定促進委員会趣意書・規約純潔(ママ) 問題中央委員会 / 国際孤児問題中央委員会	ボツダム政令・勅令第9号「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」両院可決・公布
1953 (S . 28)	売春禁止法制定に関する建議(売春禁止法制定促進委員会) / 「母の家」設置(米軍基地問題)	売春問題の対策に関する答申書(労働省婦人少年局) 売春等処罰法案(第15国会参議院提出) 駐留軍基地周辺散娼数一覽表(厚生省公衆衛生局防疫課) / 売春問題対策協議会設置(要綱, 委員名簿)
1954 (S . 29)		売春禁止法制定期成全国婦人大会(決議文・要望書・大会決議文・要望書・大会宣言等) 売春等処罰法案(第19国会衆議院提出) 売春等処罰法反対の決議(全国性病予防自治会) 売春廃止対策27条(売春禁止法制定促進委員会)

表Ⅱ 婦人新報（1888（M 21）- 1893（M 26））

第1号（1888，M 21）	P.13 高知県会議員植木枝盛書簡「娼妓公許廃止建議可決」 P.24 鹿児島県と娼妓（広告「女学雑誌」）
第2号（1888，M 21）	P.29 - 32 横須賀・相川浦賀「妓楼等の調」
第4号（1888，M 21）	P.78「芸妓の勢力」 P.94「日本婦人の出稼」
第5号（1888，M 21）	P.114「岐阜県下の遊郭・娼妓設置出願」
第7号（1888，M 21）	P.153「湯屋二階の茶酌女の廃止，楊弓店の矢取女の内幕」 P.164「洲崎町遊郭開業式」 P.164 - 165「岐阜県の娼妓公許」
第9号（1888，M 21）	P.200「娼妓廃業の訴訟」 P.206 - 207「愛知県会娼妓公許廃止の決議」 P.211「芸妓の廃すべきを論じ並せて世の貴女に告ぐ」（露木）（寄書） P.213 - 215「矯風奇想 廃娼妓新説」（中山）（寄書）
第10号（1889，M 22）	P.225 - 228「娼妓公許に就報知記者の意見」「宮城県会の娼妓説」「京都の娼妓論」「奈良県の娼妓」「娼妓公許廃止に就ての諮問（高知県会）」「和歌山県の娼妓公許論」「密売淫取締（ママ）懲則」
第11号（1889，M 22）	P.280 - 283「矯風奇想娼妓新説」（中山）（寄書） P.284「梅毒病院費の議事」（時事）「日本の偶像と不潔業（ママ）とは一身分にして」（憲法発布）
第12号（1889，M 22）	P.289「貸座敷廃止の建議（埼玉県会）」 P.290「東京府会の議決（梅毒病院費）」 P.2芸妓の乗車生徒の行列を横断す」 P.317 - 318「伊勢の油屋貸座敷廃業」
第13号（1889，M 22）	P.339 - 342「矯風奇想娼妓新説」（中山）（寄書）
第15号（1889，M 22）	P.368 - 371「日本人は日本の賤業婦女（ママ）が米国に出稼ぎを為すを知るか」「婦女渡航の差止」（論説） P.372「婦女外国行の取締」 P.380 - 384「倫理の大本（植木枝盛演説記録）」
第23号（1890，M 23）	P.8「東京府下娼妓の数」 P.9「外国人の存娼演説」「文学博士遊女学校論」
第25号（1890，M 23）	P.5「白人の娼妓を輸送せんとす」 P.15（娼妓記事）「公娼可滅」（冊子一千部無料配布）『娼妓論の精神及び着手の方法』（島田）『公娼廃后如何』『姦淫論』（岩本） 「娼妓につき演説及運動ありたる箇所」
第28号（1890，M 23）	P.5「米国渡航の日本婦女」 P.7「遊郭の禁止（宮城県会）」
第29号（1890，M 23）	P.11「在外醜業者（ママ）の取締を望（転載）（報知新聞5338号社説）」
第32号（1890，M 23）	P.2 - 4「帝国貴族衆議院議員各位に請願す（「帝国の元気を衰亡せしむる原素と愚考仕候」「大に国体を恥しむる者に御座候」「人権を損害する者に有之候）」 P.5「娼妓の機運既に熟せり（神奈川県会「5ヵ年を期して貸座敷廃止」議決，吉原洲崎などの楼主，横浜の貸座敷営業者と連合し運動をなさんと）」 P.6 - 7「府会の娼妓建議（建議を議題とすべきや否の可否を否決）」「妓楼議員を招待せんとす」 P.8 - 11「公娼全廃の建議を国会に提出せんとす（貸座敷引手茶屋及娼妓出稼の営業を禁止せられたきの請願）」「医会より存娼会に答え」 P.11 - 12「公娼廃止の建議に就き決議（三条議決，娼妓は丁年以上の者に限るべき添見を内務大臣に建議）」「娼妓決議（神奈川県会，愛知県会）」
第34号（1891，M 24）	P.11「密売淫の取締（ママ）」
第35号（1891，M 24）	P.8 - 9「外国に於ける日本婦女保護案」 P.11 - 12「娼妓建議国会に出でつ（第一公娼全廃の願書，第二同様の趣旨，第三醜業者（ママ）選挙権剥奪の請願）」「琉球婦人の賤業者（ママ）」「医学士の娼妓演説」「醜業者（ママ）の会合禁止せらる」
第39号（1891，M 24）	P.4 - 5「横浜醜業者（ママ）（私娼の臭聞）」 P.7「横浜賤業者（ママ）に就ての建白」
第48号（1892，M 25）	P.4 - 6「悲嘆すべき一大問題（太平洋の海岸と云ば一つも残さず其醜名を売って歩き，）」
第49号（1892，M 25）	P.15 - 17「一本の雑草遂に全国を覆う（醜業者（ママ）の習例，醜業者（ママ）の品行，醜業女子（ママ）稼高，娼家・醜業者（ママ）の数，）」「如何にせば密売を撲滅すべきや（上毛新聞論説）」「売淫に関する万国会議（1893，佛国，売淫及び花柳病の蔓延に関する問題を研究せんかために）」
第51号（1892，M 25）	P.12 - 14「海外醜業者（ママ）の現状（石神，演説記録）該地に在る日本，奸策に陥りし也，醜業（ママ）を嘗むる喜びとせり，彼等の風俗，彼等の収入は，彼等の末路，惨極の事之ある也，救済策」 P.14 - 15「南豪州，木曜日島にも日本売淫婦（ママ）あり」 P.19「賤業者（ママ）悔いて産婆となる」
第56号（1893，M 26）	P.17 - 18「賤業婦女取締（ママ）法（支那（ママ）と日本）」

表Ⅲ 婦人新報(1946(S 21)-1953(S 28))

第555号(1946, S 21)	P.2「廃娼運動の近況 東京を始め続々廃娼す」 P.2-3「東京都下の公シヨウ廃止」(コラム)
第556号(1946, S 21)	P.1「廃娼完成の歡喜と純潔日本(ママ)への邁進」 P.2-3「戦後病にするな」(高野) P.「廃娼記念「純潔(ママ)週間の催」「性教育と母親」(性教育と習慣)
第561号(1946, S 21)	P.1-4「純潔運動(ママ)の今昔」(岸登) P.6-7「矯風会とその施設」(千本木)
第562号(1946, S 21)	P.1-3「民法刑法の改正について」(久布白) P.6「東京婦人ホーム開始さる」
第563号(1946, S 21)	P.3「性病撲滅運動展開」(コラム) P.4-6「風紀対策に関する意見書」 P.6「私娼の取締り強化さる」(コラム)
第564号(1946, S 21)	P.2「純潔(ママ)部では性教育書を準備中」(コラム) P.7「闇の女(ママ)に厚生施設」(コラム)
第565号(1947, S 22)	P.3「性教育の主眼」(千本木)
第566号(1947, S 22)	P.3「その後の純潔(ママ)運動」(千本木) P.5「吾等の進むべき道」(竹上)(文部省純潔教育委員会) P.6「廃娼後の施設と矯風会」(久布白)
第567号(1947, S 22)	P.4「純潔(ママ), 平和運動の今昔」(岸登) P.7「家庭と性教育」(オールズ)
第568号(1947, S 22)	P.7「家庭と性教育」(オールズ)
第571号(1947, S 22)	P.7「家庭と性教育(三)」(オールズ)
第572号(1947, S 22)	P.7「家庭と性教育(四)」(オールズ)
第573号(1947, S 22)	P.3「児童福祉法」(千本木) P.6「家庭と性教育」(オールズ)
第576号(1948, S 23)	P.4「純潔(ママ)部よりお願い」(千本木)(刑法改正第174条第175条)
第581号(1948, S 23)	P.2-7「家庭を護る二つの鍵(性病予防法)」(久布白) P.8「性病予防法について」(浅賀)(文部省純潔教育委員会) P.6「廃娼後の施設と矯風会」(久布白)
第582号(1948, S 23)	P.3-4「杉並事件批判及び家庭と学校に於ける性教育」(宗像) P.5-6「杉並事件と性教育」(竹上)
第583号(1948, S 23)	P.5「性教育のための良書」(千本木)(オールズ「家庭と性教育」)
第587号(1949, S 24)	P.5-6「売春等処罰法案について(一)」(労働省婦人少年局月報)
第588号(1949, S 24)	P.3「売春等処罰法案について(二)」(労働省婦人少年局月報)
第592号(1949, S 24)	P.5「売春等取締条令」東京都議会通过」(千本木)
第594号(1949, S 24)	P.5-6「家出少女少女の実例」
第597号(1950, S 25)	P.5-7「矯風会付帯事業の紹介(一)G」
第598号(1950, S 25)	P.3-4「人口動態と風紀の問題」(千本木)
第599号(1950, S 25)	P.8-10「矯風会付帯事業の紹介(二)K」「性的危険から守るために」(コラム)
第601号(1950, S 25)	P.11-12「K寮の更生した人々」
第602号(1950, S 25)	P.4「純潔(ママ)運動と矯風会」(久布白)(終戦後の5カ年, 廃娼から純潔へ, 今後どう進むか) P.6「15, 6才の少女少女の家庭に於ける補導」 P.10-12「開寮以来の3カ年を顧みて」(福田)「収容(ママ)者日記抄」
第603号(1950, S 25)	P.9-10「青少年補導の心得」
第605号(1950, S 25)	P.3-6「私の性教育観」(安藤)
第607号(1950, S 25)	P.2-4「矯風会の今後進むべき道」(久布白)(私娼・街娼について) P.5-7「われらは未だ健全である「池上問題」をめぐって」「神崎」 P.6-7「女子学校の純潔(ママ)運動」(コラム) P.8-9「男女の交際と礼儀」について 委員の一人として」(千本木)
第610号(1951, S 26)	P.11「Gの喜び」
第613号(1951, S 26)	P.6-7「少年犯罪と酒の問題」(竹上)
第615号(1951, S 26)	P.6「青少年の不良化防止の為に」(K・C) P.12「純潔(ママ)問題に関し勅令第9号法制化に関する請願」
第616号(1951, S 26)	P.3-6「廃娼運動略史」(久布白) P.7-9「勅令第9号 法制化運動について」(久布白) P.11-12「勅令第9号特集号発刊に際して」
第617号(1951, S 26)	P.5-6「日本基督教婦人矯風会創立66周年を迎えて(勅令運動の其後)」(性道徳に関する二つの請願(1887年), 勅令第9号法制化運動)(N・O・K) P.12「G建物新築移転す」

第618号（1952，S 27）	P.14「勅令9号の其後」（くぶしろ）
第622号（1952，S 27）	P.2「勅令第9号法制化運動 1ヵ年の戦い（公娼廃止の終止符）」（久布白） P.15「公娼制度禁止法制化国内法として両院通過」
第623号（1952，S 27）	P.3「純潔（ママ）の理」（竹上）
第625号（1952，S 27）	P.3 - 5「純潔（ママ）問題中央委員会」（久布白）
第626号（1952，S 27）	P.17「国際孤児問題中央委員会」
第628号（1953，S 28）	P.9 - 12「混血児問題の新局面」（久布白）
第629号（1953，S 28）	P.5 - 8「勅令第9号，売春禁止法制定への動き，売春禁止法制定促進委員会，米軍基地と母の家問題」（久布白，矯風会の昨年） P.11 - 13「売春等処罰法案の国会提出」（平山） P.13 - 14「遅かった禁止への歩み」（久布白，読売新聞寄稿） P.15 - 18「両親の不和により犯罪に陥った少年のケース」（宗像）
第630号（1953，S 28）	P.5 - 8「売春なき日本の実現」（久布白） P.8 - 10「性病は家庭を破壊する」（小笠原） P.11 - 14「混血児（ママ）問題と新らしき二つの面」（久布白）
第632号（1953，S 28）	P.6 - 8「決意をもって戦う売春禁止法，基地問題と母の家，混血児（ママ）に父をあたえよ」（久布白，矯風会第53回大会の成果）
第634号（1953，S 28）	P.3 - 5「混血児問題え（ママ）の救いの手開く」（久布白）
第636号（1953，S 28）	P.5「純潔について」（久布白，新しき秋を迎えて）

負っている場合が少ない事等が明らかになった。

本第2稿では，個々の問題の背景，個々のケースの経過をさらに検討し，解決すべき課題，個々がもつ資源と必要とする社会資源のあり方を可能なかぎり具体的に検討する。

I シェルター G. をめぐる問題の歴史的経緯

この節では，明治中期にすでに建設された G. をめぐって，直接 G. に関わった人々が「さまざまな問題を背負い，その集約としての，とくに買売春」に対し，どのような視線をもって扱ったか，どのような環境であったのかについて概観する。それとともに，政治・経済状況との関連や，この問題に向き合い，自負をもってとり組みをすすめた宗教家や政治家，知識階級であった人々が，それをどのように理解し，社会改革によってどのような方向へすすめて行こうとしたのかについて触れたい。

性に関わる科学，医学は，ほかに比較して殊におくれた領域の1つであった。身近な問題としての性研究は，生物学を前提として，欧米において19世紀後半から性の選択や性的逸脱という問題を中心に展開し変容してきたといわれる。こうした欧米での性研究の成果が，日本の明治期に移入されて来たことになる。性が英語の sex の訳語の筆頭になるのは，明治後半になってからの事である。^{註2)} 政府は明治当初から近代化や対外的，軍事的な必要から，「人身売買の禁止」「衛生」等に関心をもっていた。実際には，偶発的な国際的事件（表I マリヤ・ルーズ号事件，1872）

註2) 「性と生殖の人権問題資料集成 第27巻 性科学・性教育編1」不二出版，pp 1 - 7，2000。

註3) 市川房枝編「日本婦人問題資料集成 第一巻人権」ドメス出版，1978 (註) G. 会編「G. 百年のあゆみ」ドメス出版，1994。「買売春問題資料集成 戦前編」不二出版，1997。新宿区地域女性史編纂委員会編「新宿 女たちの十字路 区民が綴る地域女性史」ドメス出版，1997。

註4) ヨーロッパ諸国議員・研究者等から日本の内閣・議会宛。

註5) 内閣統計局資料（“The Social Evil in Japan”（という表題になっている）抜粋 1908。東京，大阪が人口，「娼妓」数とも高く，各県人口に対する比率はそれぞれ2.5%，2.8%（1906）である。）

をきっかけとして「娼妓解放令」を通達したが、業者の力に押されて名称の変更や規則を制定するに止まった。不当な買売に対する具体策については、県議会や民間のとり組みに先行され委ねられる状況が続いた。主として「近代的家庭」と「性道徳」を唱える立場から、宗教家や知識階級の提案、請願等に対し、政府が応える形で展開する経過も少なくない。(表Ⅰ)そして現実に、年齢・立場に関わらず、困窮や暴力・事件・災害、性の問題等の遭遇から、さまざまな未知の闇に立ち向かわざるを得なかった当事者たちに「手を差延べ」たのも、多くは彼女たちである。しかしながら、彼らの当事者たちへの思い入れや日常的な親しみをもった関係とに相反し、表Ⅰにおいて明らかなように、頻繁にみられる差別的侮蔑的な呼称等は、信じ難いほどに公正ではない。性と人間関係に関する科学、社会意識が広く深めて吟味されていなかった時代とはいえ、危機に立ち入った女性に対する視線が示されている呼称等は、低められた領域にあるという表象を示したと言える。

明治期当初より民間のとり組みの牽引力となった日本基督教婦人矯風会は、禁酒運動を主眼においた米国の矯風会に共鳴して設立されたが、日本においては「娼妾全廃」を掲げて、一方では対国会議会への働きかけを中心に精力的な展開力をもち、他方では慈愛館設立をはじめ、民間の先頭になつて危機に晒された女性や子どもの、仕事、学習、健康等へ配慮と手助けによって、自立への支援を行う「女性の家」を建設する事においても先んじていた。(表Ⅰ 左欄)

同会創設代表の矢嶋楯子(1833-1926)は、それまでに教育者としての実力が注目されていた。彼女の「廃娼」運動への原動力は、自身の次のような体験から、当時の家父長制や家の制度に深い疑問をもったことによると推測される。郷里熊本において、夫の酒癖によってはげしい暴力を受け、子ども5人をおいてそこを出た。兄を手伝うために、あとの1人を里子にだして東京に移ってから、養成所に通い教職を得た。仕事の傍ら、はじめて恋愛によって子をもうけ、重ねてその子をも里子に出さざるを得なかった。しかし後半生には、自分が里子にだした子どもだけでなく、ほかの子どもを併せて計3人をひきとって養育した。彼女は、仕事と家事を並外れてこなし、何事にも全体を見渡す透徹した視線を失わず、生き抜く事ができたのである。

しかしながら、彼女の体験のきびしさや、離婚・婚外の性に対する周囲からの非難・烙印に関わる苦悩などが、彼女自身の手によっては一片も表現、記録されたことはなく、まして客観化されたり、他に共有される事がなかった。運動におけるそのような関係や環境は、「性に関わる諸問題」への当時のとり組みの視点が、理念上も彼我の距離を縮めることなく、固定的にならざるを得なかった一因となったのは明らかである。

彼女たちの廃娼運動について、伊藤野枝は「青鞥 5-11」(1915, T.4)に「傲慢狭量」という表現で、その主体的欺まん性として、感情的に非難している。廃娼ではなく、「長い未来」のための「堅実な意志」と「謙虚な心持」、また「もっと根本的なたとへば第一に教育と云ふような方面に」目を向けるべきことを示唆しながら、廃娼自体の議論を深めていない事は勿論、具体的な方向性や方法を示していない。これに対して、次号の「青鞥 6-1」(1916, T.5)では、青山(山川)菊栄の反論とさらに伊藤野枝の応答が掲載されている。青山菊栄は、①とくに日本の公娼制度(遊郭制度)が「外国には全然類の無い悲惨と残酷」をもたらしていると断じている。公娼廃止運動が、伊藤野枝のいう「無意味な無価値な問題」ではない事を、自らの調査結果によって裏づけ、言明している。②「公娼制度を全廃できない」「必ず存在する丈の理由」として、伊藤野枝が「男子の本然の要求と長い歴史」をあげている事に対しては、青山菊栄は冷静な

がらも驚き、怒りを含みつつ、「不自然な社会制度に応じ」「不自然に需要供給を造出」した事に抛るのであって、女性が自由になれば消滅せざるを得ない、無知と貧乏をなくすための社会の改造が必要であると強く反駁している。多少の揶揄を含みながらも、高齢の矢嶋楯子の対議会活動については、彼女の教育者の側面と公娼問題のとり組み姿勢に関して評価を表明している。青山菊栄の論は「悲惨な公娼制度の廃止」に関する、解決にむけた現実的な提示はされていないにしても、また、その見通しに無理があり、必ずしもそのようにはならなかったにせよ、それまでの廃娼運動が、ひろく社会とりわけ女性たちに問題を投げかけている点において、歴史的な価値をみとめている。

ところで、「売春」の当事者たちの覚醒や立ち上がりは、すでに明治期にいくつかの「会合（禁止事件）」（表Ⅱ，M 24）「廃業訴訟事件」（表Ⅰ，M 33，T 2）があり、後には「独自の組合の結成」などもみられる。公娼廃止運動は第2次大戦によって中断したが、敗戦後は「買売春問題」自体に、より広範にエネルギーが集約され、多様な視点が加わっていく過程に繋がっていく。

Ⅱ 調査研究の枠組み

1 1946～1954年のシェルター G. の位置づけ

1946年に、内務省と連合軍とのやりとりから、急激に「公娼廃止」「売春禁止問題」「婦人保護問題」等が行政の俎上になった。この時期の行政の日程には、矯風会を含む廃娼運動や民間の種々の「女性の家」建設の下地が、行政に対して強く反映していた事は否めない。同年の旧厚生省依命通牒「婦人保護に関する件」において、明らかに、G. が女性たちの受け入れの1つに想定されていた。したがって、この期間の「公娼廃止」にむけた受け皿としての、G. が内包する問題は未分化な様相が強いけれども、次第に行政経路によって特徴づけられ、買売春問題を多く担っていくことになる。

2 時代区分

本稿（1）において述べたように、（1）1946～1954（敗戦より「売春防止法」制定以前の時期）（2）1955～1964（売春防止法制定前後から、セクシュアリティの概念が変革、定着される以前の時期）（3）1965～1990s.（女性の権利と性、人権の問題がひろく意識化されてきた時期）のように区分した。

民間機関としてスタートした、シェルター G. の歴史を概観するならば、それぞれの当事者（G. の利用者）が背負う問題が多岐にわたり、また個人において複合している事が多い事実は共通している。しかし（1）1946～1954の時期に当事者たちが背負う問題は、戦争とそれによる経済状況が大きく背景にあり、直接に当事者たちに向き合う女性たち（施設従事者など）自身や社会が、それらを整理し、問題に対処したり、何んらかの解決の見通しをたてるには非常な困難があった。

3 利用者の生活と選択

敗戦後の G. は、東京都の委託をうけて、自治体の目的に沿った傾向を強めていくが、①直接訪ねたケースの受入れ（本稿（1）図Ⅳ-1，2）や、②後におけるケースの実状から見ると、従

来通りの開放性の原則は維持されていた。受け皿としては、受け入れ後の目標として①帰宅 ②結婚 ③就職 を挙げてはいるが、実際に職業訓練と広範な学習を実施している事実から窺われるように、当事者たち自身の意思からも、何らかの仕事に就くことを主軸とする社会復帰が目玉であったと思われる。

Ⅲ 調査研究の概要

1 調査の対象と方法

調査の対象は、本稿(1)の分析結果をふまえて、さらに具体的、個別的に、問題状況・回復への個人の選択・その際の支援、個人的社会的資源等について検討する。

2 分析の枠組み

開設時の「慈愛館規則」には、第1に、「買売春」に関わる、またはその強い可能性をもった女性たちへの「授産」として(しかし、実際には、個々人が背負う問題状況が何であれ、危急の女性に対して門戸をひらいていた)、①「家庭をつくる」力をつけるための援助、②基礎的な学習と家政技術の実習、③4か月目に各適正に応じた就職への支援、をあげている。

館外者にも、上記の授産を開放し、卒業証明書を発行するものとしている。また、自由廃業者の自立援助事業には、その担い手をひろく呼びかけている。

本稿(2)では、(1)の基本的な要因や状況に関わる問題の検討をふまえて、次のような視点による分析項目を設定し、各項目の内容を3～5つの類型に分類した。

(1) 個々の背景にある問題の類型と相互の関係

- ① 家族による養育・教育/犠牲等について
- ② 不就学の問題
- ③ 買売春/強姦被害、性疾患、犯罪・戦争の遭遇
- ④ 経験した仕事の内容

(2) 主として個々人が背負っている問題(利用事由)

- ① 生活難
- ② 住まい
- ③ 健康
- ④ 産育

(3) 個々人がもつ資源と、必要とする社会資源

- ① 当事者の選択、社会復帰の意思
- ② 当事者がもつ社会的スキル等
- ③ 家族・友人・知人など/身近な支援者のサポート
- ④ 法制度的保障/措置、社会支援

3 調査の結果

(1) 個々の背景にある問題(表Ⅳ-(1))

表Ⅳ-1-1 背景にあった問題（回答数：延べ）
Ⅳ-1-1-1 家族について

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)なし・ひとり親(実)	9	39.10%	28	60.90%	28	50.90%	45	65.20%	39	66.10%	25	55.60%	21	51.20%	19	45.20%	54.23%
(2)養・養・継親	8	34.80%	10	21.70%	16	29.10%	13	18.80%	8	13.60%	10	22.20%	5	12.20%	7	16.70%	21.14%
(3)2人親(実)	0	0.00%	6	13.00%	3	5.50%	10	14.50%	11	18.60%	10	22.20%	10	24.40%	15	35.70%	16.74%
無	6	26.10%	2	4.30%	8	14.50%	1	1.40%	1	1.70%	0	0.00%	5	12.20%	1	2.40%	7.83%
計	23	100.00%	46	100.00%	55	100.00%	69	100.00%	59	100.00%	45	100.00%	41	100.00%	42	100.00%	

Ⅳ-1-2 家族等による養育・教育/犠牲等について

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)家族の困難・疾患・依存症	0	0.00%	0	0.00%	1	1.80%	0	0.00%	4	6.50%	2	4.40%	0	0.00%	1	2.40%	1.89%
(2)暴力・虐待・不和	7	29.20%	6	13.00%	12	21.40%	9	13.00%	8	12.90%	4	8.90%	4	9.80%	2	4.80%	14.13%
(3)その他(子の養育など)	5	20.80%	0	0.00%	4	7.10%	3	4.30%	3	4.80%	1	2.20%	3	7.30%	2	4.80%	6.41%
無	12	50.00%	40	87.00%	39	69.60%	57	82.60%	47	75.80%	38	84.40%	34	82.90%	37	88.10%	77.55%
計	24	100.00%	46	100.00%	56	100.00%	69	100.00%	62	100.00%	45	100.00%	41	100.00%	42	100.00%	

Ⅳ-1-3 不就学の問題

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)不就学/小学中退	2	8.70%	2	4.30%	3	5.50%	15	21.70%	9	15.30%	6	13.30%	7	17.10%	6	14.30%	12.53%
(2)小卒(専小・高小)・中学中退	7	30.40%	22	47.80%	34	61.80%	38	55.10%	16	27.10%	20	44.40%	14	34.10%	8	19.00%	39.96%
(3)中卒	1	4.30%	1	2.20%	1	1.80%	1	1.40%	2	3.40%	9	20.00%	6	14.60%	13	31.00%	9.84%
(4)高女・高校(入学)以上	7	30.40%	17	37.00%	16	29.10%	15	21.70%	6	10.20%	10	22.20%	12	29.30%	14	33.30%	26.65%
無	6	26.00%	4	8.70%	1	1.80%	0	0.00%	26	44.10%	0	0.00%	2	4.90%	1	2.40%	10.99%
計	23	100.00%	46	100.00%	55	100.00%	69	100.00%	62	100.00%	45	100.00%	41	100.00%	42	100.00%	

Ⅳ-1-4 買売春・強姦/性疾患/犯罪・戦争などの問題

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)買売春	2	8.30%	3	6.50%	6	10.00%	12	15.80%	8	13.60%	6	13.30%	7	16.30%	4	9.30%	11.60%
(2)強姦被害	2	8.30%	1	2.20%	3	5.00%	1	1.30%	1	1.70%	0	0.00%	1	2.30%	1	2.30%	2.89%
(3)性疾患	1	4.20%	1	2.20%	0	0.00%	8	10.50%	0	0.00%	0	0.00%	2	4.70%	0	0.00%	2.70%
(4)犯罪・戦争	2	8.30%	8	17.40%	7	11.70%	13	17.10%	5	8.50%	3	6.50%	8	18.60%	11	25.60%	14.21%
無	17	70.80%	33	71.70%	44	73.30%	42	55.30%	45	76.30%	37	80.40%	25	58.10%	27	62.80%	68.59%
計	24	100.00%	46	100.00%	60	100.00%	76	100.00%	59	100.00%	46	100.00%	43	100.00%	43	100.00%	

Ⅳ-1-5 経験した仕事

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)手作業(洗い張りなど)/工場	3	13.00%	2	5.40%	3	5.10%	7	9.50%	4	6.60%	2	4.30%	8	18.20%	6	13.60%	9.46%
(2)手縫り・洋裁	1	4.30%	0	0.00%	0	0.00%	1	1.40%	2	3.30%	0	0.00%	1	2.30%	1	2.30%	1.70%
(3)使用人・手伝い・見習い	1	4.30%	4	10.80%	12	20.30%	10	13.50%	8	13.10%	4	8.70%	6	13.60%	4	9.10%	11.68%
(4)「接客業」「売春」	1	4.30%	1	2.70%	5	8.50%	12	16.20%	9	14.80%	5	10.90%	7	15.90%	5	11.40%	10.59%
(5)その他	0	0.00%	0	0.00%	1	1.70%	5	6.80%	2	3.30%	0	0.00%	3	6.80%	0	0.00%	2.33%
(6)就職先不明	2	8.70%	30	81.10%	6	10.20%	1	1.40%	0	0.00%	1	2.20%	0	0.00%	0	0.00%	12.95%
無	15	65.20%	0	0.00%	32	54.20%	38	51.40%	36	59.00%	34	73.90%	19	43.20%	28	63.60%	51.31%
計	23	100.00%	37	100.00%	59	100.00%	74	100.00%	61	100.00%	46	100.00%	44	100.00%	44	100.00%	

表Ⅳ - 2 現に背負っている問題（利用事由）（回答数：延べ）

Ⅳ - 2 - 1 生活難

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)失業・解雇・転々	10	43.50%	17	34.70%	22	37.30%	29	42.00%	18	28.10%	12	24.50%	5	11.40%	10	20.00%	30.19%
(2)医療・年金・家賃の滞り、浪費（ギャンブル等）	4	17.40%	12	24.50%	16	27.10%	5	7.20%	25	39.10%	13	26.50%	19	43.20%	20	40.00%	28.13%
(3)離婚・離別	1	4.30%	3	6.10%	0	0.00%	0	0.00%	1	1.60%	0	0.00%	3	6.80%	2	4.00%	2.85%
無	8	34.80%	17	34.60%	21	35.60%	35	50.70%	20	31.30%	24	49.00%	17	38.60%	18	36.00%	38.83%
計	23	100.00%	49	100.00%	59	100.00%	69	100.00%	64	100.00%	49	100.00%	44	100.00%	50	100.00%	

Ⅳ - 2 - 2 住まい

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)家出	8	30.80%	18	30.50%	12	17.90%	17	21.50%	30	35.30%	16	28.60%	11	26.80%	20	33.90%	28.16%
(2)ホームレス（「浮浪」）・転々	6	23.10%	17	28.80%	15	22.40%	22	27.80%	17	20.00%	10	17.90%	8	19.50%	9	15.30%	21.85%
(3)施設転々	4	15.40%	10	16.90%	10	14.90%	15	19.00%	11	12.90%	5	8.90%	1	2.40%	11	18.60%	13.63%
(4)その他（住込み・親類・友人宅など）	1	3.80%	4	6.80%	5	7.50%	13	16.50%	21	24.70%	16	28.60%	5	12.20%	14	23.70%	15.48%
無	7	26.90%	10	16.90%	25	37.70%	12	15.20%	6	7.10%	9	16.10%	16	39.00%	5	8.50%	20.93%
計	26	100.00%	59	100.00%	67	100.00%	79	100.00%	85	100.00%	56	100.00%	41	100.00%	59	100.00%	

Ⅳ - 2 - 3 健康

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)疾患・障害	6	26.10%	7	14.30%	6	10.70%	8	11.30%	6	10.20%	8	17.00%	5	12.20%	10	22.70%	15.56%
(2)依存症	0	0.00%	0	0.00%	2	3.60%	0	0.00%	1	1.70%	0	0.00%	0	0.00%	2	4.50%	1.23%
(3)性感染症	1	4.30%	4	8.20%	1	1.80%	10	14.10%	3	5.10%	2	4.30%	3	7.30%	1	2.30%	5.93%
(4)その他（弱いなど）	2	8.70%	8	16.30%	8	14.30%	7	9.90%	8	13.60%	10	21.30%	5	12.20%	3	6.80%	12.89%
無	14	60.90%	30	61.20%	39	69.60%	46	64.80%	41	69.50%	27	57.40%	28	68.30%	28	63.60%	64.41%
計	23	100.00%	49	100.00%	56	100.00%	71	100.00%	59	100.00%	47	100.00%	41	100.00%	44	100.00%	

Ⅳ - 2 - 4 産育（回答数：実数）

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29	
	回答数	構成比														
(1)中絶・流産・死	1		2		2		2		1		1		1		2	
(2)妊娠・出産（助産問題）	2		2		1		5				2		0		1	
(3)子連れ（養育・教育問題）	2		0		3		1		1		1		3			
(4)その他															1	
計	5 / 23		4 / 46		6 / 55		8 / 69		2 / 59		4 / 45		4 / 40		4 / 42	

表 IV - 3 個人資源と必要な社会資源（回答数：延べ）

IV - 3 - 1 当事者の選択，社会復帰等の意思

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)求職	6	25.00%	19	39.60%	24	42.90%	25	35.70%	14	23.30%	12	26.70%	14	34.10%	19	44.20%	33.94%
(2)手に職・職業訓練（受ける）	2	8.30%	6	12.50%	4	7.10%	2	2.90%	1	1.70%	2	4.40%	2	4.90%	2	4.70%	5.81%
(3)その他（結婚など）	0	0.00%	2	4.20%	5	8.90%	3	4.30%	4	6.70%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	3.01%
無	16	66.70%	21	43.80%	23	41.10%	40	57.10%	41	68.30%	31	68.90%	25	61.00%	22	51.20%	57.26%
計	24	100.00%	48	100.00%	56	100.00%	70	100.00%	60	100.00%	45	100.00%	41	100.00%	43	100.00%	

IV - 3 - 2 当事者のスキル等

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)社会知・スキル（ある）	2	8.70%	19	38.80%	5	9.10%	9	12.20%	1	1.70%	7	13.70%	0	0.00%	9	18.40%	12.83%
(2)教育・訓練（うけた・うける）	2	8.70%	7	14.30%	0	0.00%	20	27.00%	23	38.30%	27	52.90%	25	61.00%	23	46.90%	31.14%
(3)その他	0	0.00%	6	12.20%	0	0.00%	0	0.00%	1	1.70%	0	0.00%	1	2.40%	0	0.00%	2.04%
無	19	82.60%	17	34.70%	50	90.90%	45	60.80%	35	58.30%	17	33.30%	15	36.60%	17	34.70%	53.99%
計	23	100.00%	49	100.00%	55	100.00%	74	100.00%	60	100.00%	51	100.00%	41	100.00%	49	100.00%	

IV - 3 - 3 支援資源としての家族・友人・知人など / 身近かな支援者

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)親・親類・きょうだい	4	17.40%	13	21.00%	20	35.10%	17	24.60%	23	39.00%	5	10.40%	6	14.70%	11	26.20%	23.55%
(2)友人・知人	0	0.00%	26	41.90%	5	8.80%	0	0.00%	4	6.80%	4	8.30%	3	7.10%	2	4.80%	9.71%
(3)支援者	1	4.30%	2	3.20%	1	1.80%	2	2.90%	3	5.00%	11	22.90%	5	11.90%	2	4.80%	6.49%
(4)子ども	1	4.30%	3	4.80%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	1.14%
(5)その他	0	0.00%	4	6.50%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0.81%
無	17	73.90%	14	22.00%	31	54.40%	50	72.50%	29	49.20%	28	58.30%	28	66.70%	27	64.30%	57.66%
計	23	100.00%	62	100.00%	57	100.00%	69	100.00%	59	100.00%	48	100.00%	42	100.00%	42	100.00%	

IV - 3 - 4 保障・法制度 / 措置，社会支援

	S. 22		S. 23		S. 24		S. 25		S. 26		S. 27		S. 28		S. 29		構成比 平均
	回答数	構成比															
(1)生活支援	2	6.50%	6	11.30%	9	13.40%	5	6.80%	9	14.10%	9	18.00%	5	11.40%	6	13.30%	11.85%
(2)養育・養護（施設等による）	18	58.10%	7	13.20%	24	35.80%	22	29.70%	17	26.60%	10	20.00%	6	13.60%	12	26.70%	27.96%
(3)助産・子の養育支援	2	6.50%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0.81%
(4)民間・ボランティア等	4	12.90%	0	0.00%	3	4.50%	0	0.00%	1	1.60%	2	4.00%	3	6.80%	1	2.20%	4.00%
(5)その他	4	12.90%	5	9.40%	6	9.00%	9	12.20%	5	7.80%	5	10.00%	4	9.10%	1	2.20%	9.08%
無	1	3.20%	35	66.00%	25	37.70%	38	51.40%	32	50.00%	24	24.00%	26	59.10%	25	55.60%	43.38%
計	31	100.00%	53	100.00%	67	100.00%	74	100.00%	64	100.00%	50	100.00%	44	100.00%	45	100.00%	

(1) 1 家族について

産みの親が「なし、ひとり親」が全体で平均54.23%、「養・義・継親」が平均21.14%、と多くを占め、「2人親」は平均16.74%である。

(1) 2 家族等による養育・教育または犠牲等について

「家族の困窮・疾患・依存症」は平均1.89%であったが、「暴力・虐待・不和」が平均14.13%と最大である。その他(子の養育など)が平均6.41%であった。しかし、「無回答」が平均77.55%もあるのは、申告を忌避するほどに重い状況が予想される。

(1) 3 不就学の問題

「不就学、小学中退」は12.53%、「小卒(尋小/高小)、中学中退」は39.96%で最も高く、これらを併せると52.49%である。「中卒」は9.84%、「高女・高校(入学)以上」は26.65%である。

(1) 4 買売春、強姦被害、性疾患、犯罪・戦争の被害

「売春」は平均11.60%、「強姦被害」は平均2.89%、「性疾患」は平均2.70%である。「犯罪、戦争被害」は平均14.21%で最大であったが、無回答が68.59%と高いのは(1)2と同様に、実際の状況は深刻であると考えられる。

(1) 5 経験した仕事

「手作業(洗い張りなど)、工場」は、ほかに店員、農場、下請け、(料理店、カフェ)給仕、パート等を含むが9.46%、「手織り、洋裁」は、ほかに美容師、看護師、バス車掌、タイピスト、事務を含み、日本の歴史において長く女性が担った「手に職的な技術職」1.70%を併せると合計11.16%で、最も多い「使用人、手伝い、見習い」11.68%と近い数値である。後者の雇用者は個人および何らかの業者で、「湯屋」等も含む。また、「接客業、売春」10.59%もこれらに次ぐ数値であるが、これには「花柳」「社交喫茶ガール」「特殊飲食店」「芸妓屋」等を含んでいる。「ほか」では、旅役者、サーカス等が目立っている。この項も、「無回答」が57.26%で申告されない率が高い。

(2) 主として背負っている問題(利用事由)(表Ⅳ-(2))

(2) 1 生活難

「失職、解雇、転々」が平均30.19%で、基本的に「仕事の問題」が利用事由の最大を占めている。「盗難、借金、家族の病気、浪費等」の経済的な問題は平均28.13%で、前者と併せて58.32%にのぼる。「離婚、離別」によるものは平均2.85%であった。

(2) 2 住まい

「家出」によるものが平均28.16%、「ホームレス、転々」が平均21.85%で、合わせて50.01%である。「施設転々」が、平均13.63%である。「その他(住み込み、親類、友人宅等)」は平均15.48%である。これらを併せて、自分が安心して居られる場所を失ったものが79.12%にのぼる。

(2) 3 健康

「疾患、障害」が平均15.56%、「依存症」が平均1.23%である。「性感染症」が平均5.93%、その他が12.89%であった。健康については、本稿(1)で述べたように、無回答64.41%と高く、とりあえず後回しにできる問題として、申告されない事が多いと推測される。

(2) 4 産育

子どもの「中絶、流産、死産等」は平均1.5件、「妊娠、出産」も平均1.6件、「子連れ」も同様に平均1.4件であるが、家族・親族、ほかの機関等に居る子どもについては申告されていないと推測される。妊娠・中絶・子どもの問題を背負っている人が、年間平均10.59%を占めており、優に年間1割を超える年もある。また、親と子どもの環境がそれまで良好ではなかった事は想像に余りある。

（3）個々がもつ資源、必要とする社会資源（表Ⅳ-(3)）

（3） 1 当事者の選択、社会復帰等の意思

「求職（就職）」は、平均33.94%と最も高い。手に職などの職業訓練をうけるものが、平均5.81%で、前者と合わせると平均45.1%である。「その他（結婚など）」が、3.01%である。しかし、無回答が57.26%で、この問題の重要性、深刻さが示されている。

（3） 2 当事者が（社会復帰の可能性をひらく）社会的スキルをもっている事

「社会知、社会的スキル」をもつと思われるものは、平均12.83%である。「そのための教育、訓練をうける、うけた」は、31.14%、前者と合わせて43.97%で、（無回答53.99%からみても）前項と併せて、この問題の需要度の高さを裏づけている。

（3） 3 支援資源としての家族・友人・知人/身近な支援者など

「親・親類・きょうだい」等の最も近い支援者は、平均23.55%で最も高い。「友人・知人」は9.71%、「身近な支援者（機関）」が平均6.49%で、両者の合計は16.20%である。「子ども」の存在が精神的な支えになる場合もある（平均1.14%）。「無回答」が57.66%で、これには不明なケースが多く、支援の難しさと同時にその社会的資源の貧困さをも如実に示している。

（3） 4 保障・法制度、措置、その他の社会支援

自立、社会復帰にあたって、住居、経済等の「生活支援」をうけたものは平均11.85%、その他の「自立支援（施設による）」等が必要であったのは平均27.96%だが、自立の内容は多岐に亘っている。前者と併せて39.81%である。「助産、子の養育」は（2） 4 産育と同様10.98%である。「民間、ボランティア」（支援者、機関）等による支援は、平均4.00%と少ない。「無回答」43.38%には、「帰宅」「就職」「逃亡（ママ）」を含んでいる。

個々のケースの具体的な追跡については、記録のみによっては一部をのぞいて困難であった。次は、当該の期間の G. 在寮者による手記である。

私は神楽坂から、その周旋屋に連れてこられました。その時に借金があると言われたのが、その時のお金で一八〇〇円ぐらいでした。その時分は三年契約で五〇〇円位しか借して（ママ）くれませんでしたので、遊郭では一八〇〇円も出して買ってくれる所はありませんでした。こういう高い娼妓は、台湾が南洋にむけなければかかえてくれる人はないという話でしたが、むこうに話す間だけでも横浜の楽天地で働いた方がいいと言われ、楽天地に行くことになりました。（略）

船が出る時、私は悲しくなって泣いてしまいました。若ちゃんが、「みんな悲しいんだよ、どうしてそんな若さで台湾くんだり行く気になったんだい」「借金が多くなって行かなくちゃならなくなった」「一緒に行く人だけでも仲良くしようよ」。子供もいる人でしたが、旦那さんが借金をしては若ちゃんを売りとばし、借金がなくなるとまた他へ売りとばして、若ちゃんはもう五回も六回も売られているということでした。（略）

二十軒の楼主が全部組合に集まって、お金を出した順に七人の子供をわけました。私と若ちゃんが常盤楼に引き取られ、あとはそれぞれの家に一人づつ引き取られました。(略)

その翌日からは、お店に飾る写真を撮りに行ったり、常盤楼の主人と馬公市庁に娼妓の鑑札をもらう届けをしに出かけたりしました。親の承諾書や、戸籍謄本を持って行って鑑札をもらい、名実共に奴隷の生活が始まりました。

鑑札をもらう時に、海軍の軍人に病気を移すまいとたいへんだというので、検診をされました。検診に行く前に、おかあさんが検査に落ちないようにと、手入れをしてくれました。(略)

御殿場の駅で、国府津行の汽車を待っていましたがなかなか来ませんでした。(略) 何故かその人の持っている「サンデー毎日」が無性にほしく、その人が売台にもどすと、私が「これちょうだい」と言うのとほとんど同時でした。パラバラとページをめくると、更生(ママ)施設のことを書いてあり、「新宿区の G. にて内職にいそしむ彼女達」という写真が出ていました。(略) こういう所があったんだ、他の所へ行って置いてくれないんだったら、こういう所へ行ったらまじめな仕事を教えてくれる。その時はっきり G. に行く気になりました。一も二もありませんでした。他に行くということは全然考えず、まっすぐ大久保の G. を訪ねました。(略) ああ、やっとここへ来た。安心して住める所だ」と思うと涙がでてきました。(S.S.)^{註6)}

樺太から引揚げて来まして十年になりました。その時はまだ五年生でしたので、ただ遠足に行くような気で引揚げて来たのです。それからの十年間に楽しい事も淋しい事もたびたびありました。その時は子供でしたのでお母さんの事はあまり考えませんでした、大きくなるに従って樺太に残っているお父さんやお母さん、そしてお兄さん、お姉さんは今頃生きていらっしゃるだろうか、等と家の事を考える様になったのです。学童疎開で唯一人内地に引揚げ、終戦と共に家の人と音信の切れた私は、本当に此の世に一人ぼっちになった家のない私です、いくらそんな事を考えても無駄だと考えながら、ついそんな事を考えてしまうのです、でも私と同じ様な孤児が沢山いるんです、そう思って自分をはげまします。亦度々死にたいと考えた事もあります、いや考えただけならよいのですが、前後の考えもなく薬をのんでしまい、寮のご厄介になる事になりました、今そんな事を考えると自分乍らなんて意気地がない人間なんだろう。しっかりしなくちゃあと自分にいいきかせます。(「私」M)^{註7)}

酒場とは名ばかり、お客様を誘って私の客としなければならない商売。死ぬ程つらいのですけれど、お客をとらなければいやな顔をされるのがつらい許りに、借金を何とかしてかえしてとび出したい許りに、昨日までつとめて来たのですけれど、昨日はやもたてもたまらなくなって須走をとび出しました。さて上京して来ましたけれど、「お前が来るとちゃんと勤めて居る弟にさわるから」と継母に云い渡された家えは行けないので二、三ヶ所あたって見ました、まともな所では保証人がなければ使ってくれませんでした。警察えとび込み收容してくれる所はないかとききますと「お前の様に立派な体をして居るものは働け働け」と云って取合ってくれませんでした。折角堅気になろうとして居るのですけれど、私の様なものを雇ってくれる所はのみ屋の様な家許りです、女中(ママ)でも土工にでもなりたいと思うのですけれど寄るべとする所がありません。矢張りまた荷物が置いてある須走のあの家にかえらなければならないのかと泣き泣き今朝駅え来まして、ふと買った週刊誌に G. の記事がのって居ました。とび立つ思いでまっしぐらに寮え来ました。

註6) 城田すず子『マリアの賛歌』pp 27~28, p 31, 34, pp .139~140. かにた出版部, 1971

註7) (社) G. 会編『G. 百年のあゆみ』p 334, pp 335~336. ドメス出版, 1994

「よく思いきれましたね、長い五年ものそんな生活をふり切る事は容易じゃないけれど、今からは貴方の心一つ」と決心を幾度か問いただされました。父の商売の失敗に一家が食うや食わずの生活を見かねて、横浜の店に二万円の前借で身を洗めてから随分歩いたものです、洲崎では客を取らない女はと他の店に転売されました、逗子では老人が見受して部屋をあてがって呉れましたが、奥さんが余り親切にしてくれるので居たたまれなくなって、自由にしてくれと云いましたら、買ってくれた着物は皆取り上げられました。

その時借金はなくなって居たのですから堅気になれたものを矢張り、私の様なものを使ってくれる所はありませんでした、とうとう熊本の隈府までも流れて行きました。最初はなきなき、途中はやぶれかぶれ、でも最近は何とかして足を洗いたいと思う毎日でした。のめない酒のみ、客相手には煙草ものまなければならぬこの商売。病気がうつって四十度の熱を出し、腎盂炎を引起し、もう子供は出来ないと云われました。こんな私ではありますが、安全な港の様なこの寮で受入れて下さいましたから、規則正しい生活に入って、更生（ママ）の道に真直ぐ進みたいと思います。ちゃんとした仕事について、真人間（ママ）になれた時に親の許に顔を出したいと思います。（「やっとたどりついた港」Y・M^{註7）}

上記の3つのケースに共通する問題は、家族の貧困、家族による虐待、戦争等の理由で、「借金のための人身売買にさらされた事」が挙げられる。どのケースも、絶望的な境地に立たされてから、自立、自活するための「経済力」と「支援の手がかり」を模索し、生き続けるための熾烈な努力のプロセスを窺わせる。同時に、いったん危機に立ち至れば、日常とは別次元のレベルで、新たな借金や人間関係、健康上の問題等、いくつもの複雑な課題が重なって、まさに襲いかかってくる。そのような状況の中で力尽きたであろう、記録に現れない数知れない事例が存在することも推測できる。これらの問題に対して、必要なあらゆる「社会保障」と、問題の本質をみる「社会の眼」の未成熟があった。それらの事と同時に、個々の危機に対応するための「自己資源」と「身近かな社会資源」をどこに、どのような形で培うかという必須の課題は、現代の問題の状況にもそのまま当てはまると考えられるのである。

結

シェルター G. の歴史と利用者の詳細な検討から、さらに次のような論点が得られた。明治中期より、G. の背景となる女性団体を中心とする運動は「娼妾全廃」を掲げ、他方で具体的に種々の「女性の家」を創設するなど、近代化を急いでいた行政の牽引力となった。G. 等の存在が行政の貧困を示していると同時に、女性や子どもの危機状況にたいする視線、社会意識の未成熟が、彼女たちへの蔑称や経済・健康状況に反映していると言える。

G. の利用者は、1946年から1954年の期間で見ると、戦争や経済状況がさまざまな要因となって、個々人の上に重大な問題をもたらしている。同時にそのような状況の中で、さらに家族の犠牲、家族や周辺の虐待、不就学、性の問題への視点の未成熟等、掘り起こすべき課題が示された。

本研究の調査結果から、次のような諸点が明らかになった。（1）個々の背景にある問題 - 家族が「なし」「ひとり親」、「養・義・継親」が75.37%を占め、養育・教育の要因の大きさを示している。関連する問題として、家族等による「暴力・虐待・不和」が平均14.13%と最大であった。また、「不就学・小学中退」「小卒・中学中退」を併せると52.49%と過半数を占める。経験した仕事は、「手作業、店員等」「手に職的・技術職」の合計が11.16%、「使用人、手傭い、見

習い」等が11.68%、「接客・売春」が10.59%とそれぞれ近い数値であった。

(2) 主として背負っている問題(利用事由) - 「失職、解雇等」「借金・浪費等」、仕事や経済上の問題が合計58.32%であり、個々の人生において「自活ができず、身のおき所がない」時期であることが明らかになった。関連して、住まいについては「家出」「ホームレス」併せて50.01%、「施設転々」が13.63%である。

健康については、「疾患、障害」「性感染症」「依存症」を併せると22.72%にのぼる。産育に関しては「妊娠」「中絶」「子ども」の問題をもっている人は年間平均10.59%である。

(3) 個々が持つ資源、必要とする社会資源 - 自立、社会復帰にむけて、「就職」「求職」「職業訓練」が半数近くあり、この問題の重要性を示している。自立の可能性にむけて、社会的なスキルをもつと考えられる人、そのための学習、訓練をうける人は、やはり半数近くいる。身近かな支援資源としては、「親・親類・きょうだい」が最も高い。ほかに「友人・知人」「身近かな支援者(機関)」の順であった。社会保障、その他の社会支援では、「生活支援」「自立支援」が必要であったのは約4割である。「助産、子の養育」が1割、他に「医療」等がある。「民間、ボランティア(機関)」は、4.00%で非常に少ない。

全体として、経済(生活)、仕事(収入)と住まい等のハード面での多角的な社会保障と同時に、①健康面に対する専門的医療、②reproductive health/rights あるいは子どもへの緊急対応の必要が明らかである。そのような意味で、シェルターのもう1つ次の段階の「総合的、専門的支援体制」が必要である。本調査では、意識面についての探求はほとんど不可能であったが、「無記入」「非申告」に潜む回答が何であったかを推測し、熟考する必要がある。

背景にあった問題として、「養育・教育主体を失った」「家族の虐待に遭った」「不就学」の率の高さは、最大の注意に値する。反面、身近かな支援では「家族・親族」が最も多い事も、この問題の複雑さを示している。近代家族や個人単位の生活が増加する当時の社会において、「生活力と身のおき所を失った時期」に対する、問題を見通す視線と支援がどのように可能であったのか。

現代の社会状況にも共通する課題としては、職業から人間関係まで含む社会的スキルを磨く「再学習」の機会、また日常的、身近かな関係において「手を結ぶ」機会がさらに多数創設されること、それらの連携が要請されているのではないだろうか。^{註6)} 自己資源と民間の資源の充実が、社会保障や制度を必要な方向に導く1つの鍵であるという視点は、近年の立法経過において証明されている。

(本調査研究の一部は、H.14厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)による共同研究において、初年度の組織配分を受けたものです。)

註6) 2003.11.1~2 金沢において全国シェルターネットによるシンポジウムが行われ、約500名が参加して活発な討論がなされた。

参考文献：

- 1 朝山新一，性教育，中央公論社，1979
- 2 有泉・団藤編，売春，法学新書 1，1956
- 3 岩波講座 現代の法 11 ジェンダーと法，岩波書店，1997
- 4 内海愛子ほか，戦犯裁判と性暴力，VOL 1，2001
- 5 兼松左知子，閉じられた履歴書，朝日新聞社，1990
- 6 財家計経済研究所編，ワンペアレント・ファミリー（離別母子世帯）に関する6カ国調査，1999
- 7 河田貞子，婦人保護施設「G.」の援助，新しい家族 第29号，1996
- 8 キリスト教社会問題研究会，同志社大学人文科学研究所紀要，第51号
- 9 庄司ほか，非婚出産女性の自立条件に関する研究 社会的援助過程との関連を中心に，1993
- 10 新宿区地域女性史編纂委員会編，新宿 女たちの十字路，ドメス出版，1997
- 11 杉村・志賀監訳，女の歴史，(Georges Duby, Histoire des Femmes)
- 12 総合女性史研究会編，史料にみる日本女性のあゆみ，吉川弘文館，2000
- 13 総理府編，売春対策の現況，ぎょうせい，1986
- 14 田中弘子ほか，さまざまな性，大月書店，1994
- 15 田中弘子，「婦人保護事業」の拡大する役割と現代的意義，新しい家族 第29号，1996
- 16 田中弘子，第4章 自立への援助，G. に生きた女性たち，ドメス出版，1997
- 17 田中弘子，うちがわから見る新宿～居場所、共生、さまざまなセクシュアリティ～，ウイズ新宿 No. 73，2000
- 18 田中弘子，「売防法」と「DV法」，G. だより 第21号，2001
- 19 茶園敏美，「パンパン」という表象，日本女性学研究会，女性学年報 第23号，2002
- 20 Diamond, M., Karlen, A., Sexual Decisions, L. Brown & Company, 1980
- 21 Dooley, M.D.; The evolution of welfare participation among Canadian lone mothers, 1973 - 1991. Canadian Journal of Economy 589 - 612, 1999
- 22 東京都S福祉事務所，要保護女子についての調査，1971
- 23 東京都民生局，東京都の婦人保護，1973
- 24 東京都民生局婦人部，東京都婦人更生資金借受者実態調査，1962
- 25 東京都民生局婦人部，外国の売春対策の現況，1970
- 26 中田・杉本・森田，日米のシングルマザーたち 生活と福祉のフェミニスト調査報告 ，1997，ミネルヴァ書房
- 27 日本婦人問題資料集成 第1巻，ドメス出版，1978
- 28 日本女性運動 第8巻，第9巻，不二出版，1997
- 29 F. デラコステ・P. アレキサンダー，セックス ワーク 性産業に携る女性たちの声，パンドラ，1993 (F.Delacoste, P.Alexander, SEX WORK, 1987)
- 30 Hao, L., Brinton, M.C.; Productive Activities and Support Systems of Single Mothers, American Journal of Sociology 1305 - 44, 1997
- 31 林千代・(社)G. 編『G. に生きた女性たち』女性福祉理論研究会，1997
- 32 林千代編/婦人福祉研究会著『現代の売買春と女性』ドメス出版，1995
- 33 林千代・堀千鶴子（女性福祉研究会）編著『婦人福祉委員会から婦人保護委員会へ 全社会福祉協議会のとり組みに関する資料集』，2000
- 34 Hopkinson, A., 五味・京極訳，未婚の母たち PART I その境遇，連合出版，1980 (Hopkinson, A., ; SINGLE MOTHERS—THE FIRST YEAR, the Scottish Council for the Single Parents, 1976)
- 35 同 PART II その自立，1980
- 36 リン・リーン・リム編著，セックス「産業」東南アジアにおける売買春の背景，日本労働研究機構，1999 (International Labour Organization, THE SEX SECTOR: The economic and social bases of prostitution in Southeast Asia, 1998)
- 37 藤野 豊，性の国家管理 買売春の近現代史，不二出版，2001
- 38 藤目ゆき，性の歴史学，不二出版，1999

田 中 弘 子

39 編集復刻版，買売春問題資料集成 [戦前編] 第 1 卷 廃娼運動編 I [1872 ~ 1911]，不二出版

(2003年10月23日受理)

